

◇ 米国 LLC の取扱い

Q : アメリカの LLC の日本での取扱いについて争われた事件があるそうですが、どのようなことになったのですか？

A : 日本の租税法上の法人に該当するとされました。

【解説】

この事件は、アメリカに設立された LLC が、日本の法人に該当するかどうかについて争われた事件です。

判決では、租税法上の法人は、民法、会社法といった私法上の概念を借用し、これと同義に解するのが相当である。したがって、例えば、会社法上のすべての会社が法人である以上、そのすべてが法人税の納税義務を負うことと考えられ、その中には、持分会社である合名会社、合資会社や合同会社も含まれるし、その他、個別の立法において法人格を与えられているあらゆる法人が何らかの形で法人税の納税義務を負うことになる。つまり、わが国の租税法上、法人に該当するかどうかは、私法上、法人格を有するか否かによって基本的に決定されていると解するのが相当である、としたうえで、本件の LLC については、ニューヨーク州の LLC 法上において法人格を有する団体として規定されており、自然人とは異なる人格を認められるなど、構成員から独立した法的実在として存在していると認められる。このことからすると、この LLC は、日本の租税法上の法人に該当すると解するのが相当であるとしました。納税者は控訴しています。

